

外国人留学生に対する食事等の無料支給基準

平成 3 年 4 月 1 2 日
防衛庁長官 池田 行彦

改正 平成 1 1 年 2 月 1 日
平成 1 2 年 4 月 1 日
平成 1 4 年 4 月 1 日
平成 2 2 年 4 月 1 日
令和 7 年 3 月 6 日

自衛隊法施行令第 1 2 6 条の 6 第 2 項の外国人留学生に対する食事の無料支給、同令第 1 2 6 条の 7 第 3 項の宿舍費の徴収免除及び同令第 1 2 6 条の 9 第 3 項の被服の無料支給又は貸与については、下記によるものとする。

記

1 委託者が隊員について食事等の支給で同様の便宜を供与している外国政府である場合

2 委託者が開発途上にある地域の国の政府である場合

なお、当分の間、本項を適用する国は次のとおりとする。

タイ王国、シンガポール共和国、マレーシア、インド、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ミャンマー連邦、バングラデシュ人民共和国、パキスタン・イスラム共和国、大韓民国、モンゴル国、ベトナム社会主義共和国、ルーマニア、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国、東ティモール民主共和国、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、フィジー共和国